



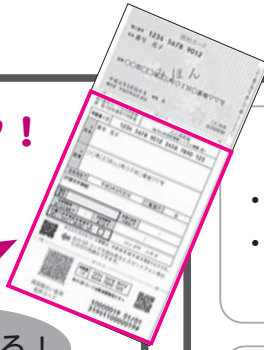
# マイナンバーカードの申請はお済みですか？

## STEP 1

### まずは必要なものをチェック！

白鷹町から通知カードと一緒に送られてきた  
交付申請書はお持ちですか？

コレ！



持っていない！

持っている！

手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして郵便で申請できます。

マイナンバーカード 郵便  
で検索  
※顔写真の貼付と  
マイナンバーの  
記入が必要。

町民課窓口へ！  
交付申請書を再発行  
します。

4つの方法または  
役場窓口で申請で  
きます。

STEP 2へ

## STEP 2

### 4つの申請方法

- ・スマートフォン
- ・郵便
- ・証明用写真機
- ・パソコン

詳細はコチラから▶



### 役場窓口でも申請できます！

交付申請書を紛失された方は、町民課戸籍  
年金係でQRコード付きの申請書を再発行し  
ておりますので、QRコードからオンライン  
申請または窓口で申請手続きが可能です。

※役場で申請される場合は、顔写真を撮影し  
ます。

※本人確認書類をご持参ください。

申請から約1カ月後、役場から「交付通知書」が届きます。(状況により、1カ月以上かかる場合あり)

### マイナンバーカードの受け取り方法

役場窓口で申請された方は、以下の2つの方法から  
受け取ることができます。

※その他の申請の場合は①のみ

#### ①役場窓口で受け取る

《ご用意いただくもの》

- ・交付通知書（ハガキ）
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

#### ②本人限定受取郵便 ※申請時に窓口で本人確認済みの方

- ・受取時に本人確認書類を配達員か郵便局員に掲示してください。
- ・郵便局保管期間を経過した場合は、町民課戸籍年金係での受け取りとなります。

### マイナンバー通知カードが 廃止になりました

マイナンバーをお知らせするための通知カードが、5月25日で廃止となりました。廃止後は次のような通知カードに関連する手続きが行えなくなります。

- ・通知カードの新規発行や再発行
- ・通知カードの住所や氏名など記載事項の変更など

(注) すでに通知カードをお持ちの方については、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。通知カード廃止後に出生などで新たに個人番号が付番された方には、個人番号通知書が交付されます。

※個人番号通知書はマイナンバーを証明するものとして使用できません。

マイナンバーカードの詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

### マイナンバーカードでもっと便利に！

- ①マイナンバーを証明する書類として
- ②本人確認の公的な身分証明書として
- ③オンラインでの行政手続きや確定申告ができます
- ④健康保険証として（2021年3月から予定）
- ⑤マイナポイントが貯まります！

※④、⑤の利用には、事前にマイナポータルでの登録が必要です。

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

# 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する時に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を行います。

## 《国民健康保険税》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯 ・世帯の主たる生活維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・世帯の主たる生活維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること ・減少が見込まれる世帯の主たる生活維持者の事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること																						
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象国民健康保険税額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>減免対象国民健康保険税額</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(世帯全体の国民健康保険税額)</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)</td> </tr> <tr> <td>÷</td> <td>(主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額)</td> </tr> </table>	減免対象国民健康保険税額	=	(世帯全体の国民健康保険税額)		×	(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)	÷	(主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額)	表2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
減免対象国民健康保険税額	=																						
(世帯全体の国民健康保険税額)																							
×	(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)																						
÷	(主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の前年の合計所得金額)																						
前年の合計所得金額	減免の割合																						
300万円以下	10分の10																						
400万円以下	10分の8																						
550万円以下	10分の6																						
750万円以下	10分の4																						
1000万円以下	10分の2																						
減免の対象となる国民健康保険税	納期限が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの																						

## 《介護保険料》

対象	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上） ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上） ・事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上であること ・減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること																
減免額	①に該当するとき 全額 ②に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象介護保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額	表1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>減免対象介護保険料額</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(第1号被保険者の保険料額)</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)</td> </tr> <tr> <td>÷</td> <td>(主たる生計維持者の前年の合計所得金額)</td> </tr> </table>	減免対象介護保険料額	=	(第1号被保険者の保険料額)		×	(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)	÷	(主たる生計維持者の前年の合計所得金額)	表2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減免の割合	200万円以下	10分の10	200万円超	10分の8
減免対象介護保険料額	=																
(第1号被保険者の保険料額)																	
×	(主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額)																
÷	(主たる生計維持者の前年の合計所得金額)																
前年の合計所得金額	減免の割合																
200万円以下	10分の10																
200万円超	10分の8																
減免の対象となる介護保険料	納期限が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの																

## 《後期高齢者医療保険料》

後期高齢者医療保険料の被保険者においても、国民健康保険税の減免に準じた減免を行います。詳しい内容については、7月の当初通知書発送の際にチラシを同封させていただきます。

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）